

電子契約

その契約書、まだ紙ですか？

契約書を電子データに置き換えることで印紙税の削減が可能

電子のハンコ (PKI^{*}基盤の電子証明書) で強固なセキュリティ

電子署名法・電子帳簿保存法など法令に完全対応、ビジネスで安心して使える電子契約です。

- ① 契約の起案、法務審査、相手方の電子署名（押印に相当）までのプロセスを劇的に短縮
- ② 電子のハンコと認定タイムスタンプの同時付与で、改ざん・なりすましを強力に防止
- ③ 契約書は検索・閲覧・共有可能、契約業務を見える化（契約書データは電子帳簿保存法第10条の保存要件へ完全対応）
- ④ ゲスト機能で相手方が電子契約サービスを契約していなくても締結可能（三者以上の契約にも対応）
- ⑤ 署名者の電子証明書を伴わない簡易署名（メール認証）も可能（認印に相当、課金対象外のため締結数に制限なし）

※PKIはPublic Key Infrastructureの略



¥ 印紙代不要

電子契約は「印紙税の課税対象外」
印紙税法第2条で定める課税文書は契約書等の書面、すなわち紙に印字して取り交わす文書であって、電子で作成するものは対象とはなりません。



事務の効率化・管理コスト削減

契約プロセスを「見える化」
契約締結のステータスが一目瞭然、証跡機能で閲覧履歴なども確認可能です。

印刷・製本・郵送といった作業や契約相手の押印・返送を確認する手間が省けます。締結済み契約書の検索性が高まり、文書の保管・管理に要するコストが大幅に削減されます。



コンプライアンス強化

電子の契約書をワークフロー※上で処理することで、適切な承認経路を経ない処理などの不正や記録漏れを防ぐことができます。

※paperlogic 電子契約が必要
※電子契約 100 ユーザープラン以上には電子契約機能無償バンドル



電子のハンコでなりすまし・改ざん防止

電子証明書付き電子署名と認定タイムスタンプ（認定タイムスタンプ登録通知番号 U00019-001）を付与することで改ざんリスクを低減します。



法定保存書類の適法保存

会社法・電子帳簿保存法・e-文書法など各種法令の保存要件を満たして安全に法定保存書類の保存が可能です。

NEW 請求書・見積書などの書類を一括作成

WORD ひな型

CSV データ



+



=

PDF 大量
一括作成



見積書・契約書・請求書など社外との取引書類はすべてペーパーレスで処理が可能

書類の流れ

稟議書^{*}

見積書

契約書

発注/請書

納品書

検収書

請求書

領収書



取引先選定

契約締結

取引の過程

販売/購買

支払/回収

※稟議書のみ、paperlogic 電子稟議が必要

ポイント

市販の電子印鑑（画像のハンコ）はJPEG/PNG形式で印影の「画像」をドキュメントに挿入するだけなので法令対応機能がありません。【紙保存が必須】

電子のハンコ 組合せパターン

1 甲 乙 書類
電子のハンコ 電子のハンコ タイムスタンプ

2 甲 乙 書類
電子のハンコ 簡易署名 タイムスタンプ

3 甲 乙 書類
簡易署名 簡易署名 タイムスタンプ

紙とハンコが足かせとなっている書類は？

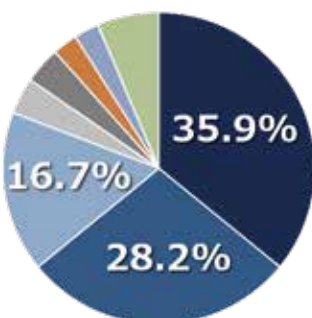
- 1位: 請求書 35.9%
- 2位: 契約書 28.2%
- 3位: 稟議書 16.7%

41.0%

緊急事態宣言下でも紙書類の子エックや対応のために出社した会社員

44.8%

緊急事態宣言下でも契約書や稟議へのハンコのために出社した会社員



忘れていませんか？『電子帳簿保存法 10 条』 対応

電子契約を行った場合は、定められた『保存要件』を満たす必要があります。ペーパーロジックは電子帳簿保存法・電子署名法に完全対応、安心して電子契約をご利用いただけます。

第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）
 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。（※契約書は国税庁が重要度「高」と定める取引書類です。）



規則第 8 条第 1 項第 1 号：
 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

保存要件①書類の備付

保存要件②見読性

保存要件③検索機能

電子帳簿保存法 10 条の保存要件を考慮し、paperlogic 電子契約では署名者の電子証明書がない場合（認印相当の簡易署名）でも契約書データへタイムスタンプを付与する機能があります。

paperlogic 電子契約画面イメージ

【TOP 画面】



TOP 画面では、契約や取引書類の一覧が送信済み / 未送信のステータスごとに一覧表示されます。

【新規契約作成画面】



契約作成時に、契約書（双方向型）か取引書類（請求書などの片方向型）かを選び、一件のみ作成するか、複数一括かを選択し、「設定」を押します。

【ワードひな型指定画面】



（契約書の複数一括作成の場合）ワードひな型ファイルをアップロードし、書類名を指定します。

【CSV データアップロード画面】



契約相手の会社名、署名者氏名、メールアドレスなどを CSV でアップロードします。

【データ確認画面】

contract_id	contract_title	date	company_name	company_address	title	signature_name	status	date
0001	契約書作成済	2024/01/01	ペーパーロジック株式会社	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	代表取締役	山田太郎	完了	04%
0002	契約書作成済	2024/01/01	ペーパーロジック株式会社	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	代表取締役	山田太郎	完了	04%

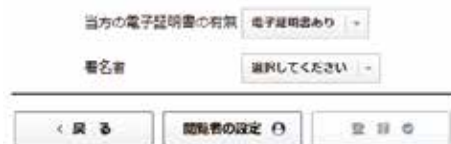
CSV データ項目の並び順で読み込んだデータを確認することができます。

【契約データ作成画面】



上の画面で「登録」を押し、「はい」を選ぶと CSV をワードひな型へ読み込み、自動で契約 PDF を生成し CSV 内に指定された相手先メールアドレスへ順次システム通知メールにて送付します。契約 PDF はメール添付ではなく、相手方は通知内にあるリンク URL から専用サイトで閲覧、署名を行います。

【証明書・署名者選択画面】



署名に電子証明書を用いるか否かを選択し、署名者をプルダウンリストから指定します。

TIPS ゲスト側でも契約閲覧画面から簡単に電子証明書取得申請ができます。



ゲスト
電子証明書
カンタン申請

ゲストは、姓名を入力し本人確認書類をアップロードすることで簡単に電子証明書の取得申請が可能です。（※会社名を証明書へ記載するには登記簿謄本が必要）

co2020060401

お問合せ先

ペーパーロジック株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-6-3 いちご東五反田ビル 電話 03-5791-1910 FAX 03-6888-5119 電子メール sales@paperlogic.co.jp URL https://paperlogic.co.jp